

# 名家連ニュース

令和元年12月14(土)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.672号

医療保護入院3カ月で退院を通告され、退院後の生活に不安を抱えて家族相談室に訪れた相談者がいます。医療保護入院の取り扱いについては、平成25年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(略称：精神保健福祉法)」で改正されています。入院形態によって取り扱いが異なります。改正内容等を2回にわたってご紹介いたしますので今後の参考にして下さい。

## 連載① ◆ 精神保健福祉法に基づく入院形態 ◆

### 1 任意入院(法第20条)

【対象】入院を必要とする精神障害者で、入院について、本人の同意がある者  
【要件等】精神保健指定医の診察は不要



### 2 措置入院／緊急措置入院(法第29条／法第29条の2)

【対象】入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者  
【要件等】精神保健指定医2名の診断の結果が一致した場合に都道府県知事が措置  
(緊急措置入院は、急速な入院の必要性があることが条件で、指定医の診察は1名で足りるが、入院期間は72時間以内に制限される)

### 3 医療保護入院(法第33条)

【対象】入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない者  
【要件等】精神保健指定医(又は特定医師)の診察及び家族等のうちいずれかの者の同意が必要  
(特定医師による診察の場合は12時間まで)



### 3 応急入院(法第33条の7)

【対象】入院を必要とする精神障害者で、任意入院を行う状態にない者、急速を要し、家族等の同意が得られない者  
【要件等】精神保健指定医(又は特定医師)の診察が必要であり、入院期間は72時間以内に制限される。(特定医師による診察の場合は12時間まで)

## ◆ 医療保護入院者の退院促進措置 ◆

平成25年の精神保健福祉法改正により精神科病院の管理者に以下の事項を義務付けている。

### 1. 退院後生活環境相談員の選任

○ 医療保護入院者の退院に向けた相談支援や地域援助事業者等の紹介、円滑な地域生活への移行のため

めの退院後の居住の場の確保等の調整等の業務を行う『退院後生活環境相談員』を精神保健福祉士等から選任しなければならない。



## 1. 役割

- (1) 個々の医療保護入院者の退院支援のための取組において中心的役割を果たす。
- (2) 医師の指導を受けつつ多職種連携のための調整や行政機関を含む院外の機関との調整に努める。

## 2. 選任及び配置

- ・ 配置の目安：退院後生活環境相談員 1 人につき、概ね50人以下の医療保護入院者を担当
- ・ 医療保護入院者 1 人につき 1 人の退院後生活環境相談員を入院後 7 日以内に選任

## 3. 資格要件

- ① 精神保健福祉士
- ② 看護職員（保健師を含む。）、作業療法士、社会福祉士として、精神障害者に関する業務の経験者
- ③ 3年以上精神障害者及びその家族等との退院後の生活環境についての相談及び指導に関する業務に従事した経験を有する者であって、かつ、厚生労働大臣が定める研修を修了した者



## 4. 業務内容

### （1）入院時に本人及び家族等に対し、退院後生活環境相談員として選任されたことや、退院促進の措置への関わりについて説明

### （2）退院に向けた相談支援業務

- ア 本人及び家族等からの相談や退院に向けた具体的な取組の工程の相談等を積極的に行い、退院促進に努める。
- イ 退院に向けた相談支援を行うに当たって、主治医の指導を受けるとともに、その他本人の治療に関わる者との連携を図る。

### （3）地域援助事業者等の紹介に関する業務

- ア 本人及び家族等から紹介の希望があった場合等必要に応じて地域援助事業者を紹介するよう努める。
- イ 地域援助事業者に限らず、本人の退院後の生活環境又は療養環境に関わる者の紹介や連絡調整を行い、退院後の環境調整に努める。



### （4）退院調整に関する業務

- ア 医療保護入院者退院支援委員会開催に向けた調整や運営の中心的役割を担う。
  - イ 居住の場の確保等の退院後の環境に係る調整や、地域援助事業者等との連携等、円滑な地域生活への移行を図る。
- ※ 医療保護入院者が退院して再度任意入院する場合、地域生活への移行までは、継続して退院促進の取組を行うことが望ましい。